

内閣参質二一二第一二四号

令和五年十二月二十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員小西洋之君提出第二次岸田内閣における高市早苗国務大臣の留任が適材
適所ではあり得ないことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出第二次岸田内閣における高市早苗国務大臣の留任が適材適所ではあり得ないことに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、令和五年十一月二十七日の参議院予算委員会において、岸田内閣総理大臣が「政務三役の任免、人事につきましては、当然のことながら、所管分野の状況、本人の手腕、また経験、また他の候補との比較、こうしたものを踏まえて行うことになります。」と答弁しているとおりである。

二及び五について

お尋ねについては、令和五年九月十三日に、任命権者である岸田内閣総理大臣が、一についてで述べた考え方から人事を行つたものであるところ、その余のお尋ねについては、個別の人事に関する事柄であり、お答えすることは差し控えたい。

三及び四について

お尋ねの「高市大臣が「自分の名前のあるところ」とする文書」については、令和五年三月二十四日の参議院予算委員会において、岸田内閣総理大臣が「二十二日に総務省が委員会に提出した精査結果によれ

ば、作成者が不明の文書があるほか、作成者が確認された文書についても、文書に記載されている内容についての正確性は確認できなかつた」と答弁しているとおりであり、また、このような「文書」を前提としたその余のお尋ねにお答えすることは困難である。